

加盟店情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第1条（情報の収集・保有・利用の同意）

1. 加盟店及び加盟店の代表者並びに加盟申込をした個人、法人、団体及びその代表者（以下、これらを総称して「加盟店等」といいます。）は、セゾンが加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店管理及び取引継続にかかる審査等のために以下の情報をセゾン所定の保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。
 - (1) 加盟店取引の申込書に加盟店等が記載した法人名・法人所在地・加盟店名称、加盟店住所、電話番号、法人番号、加盟店等の代表者氏名、代表者生年月日、代表者住所、その他の事項及び申込書以外で加盟店等がセゾンに届出した事項
 - (2) 加盟店取引に関する取扱商品、販売形態、業種、契約形態、取引内容
 - (3) セゾンが取得した加盟店等のクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
 - (4) 加盟店取引に関する契約開始日及び取引停止日、解約・取引停止の有無と事由
 - (5) セゾンが加盟店等又は公的機関から適法かつ適切な方法により取得した登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等の記載事項に関する情報
 - (6) インターネット、官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店等に関する情報
 - (7) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店等に関する情報及び当該内容についてセゾンが調査して得た情報
 - (8) 破産、民事再生手続、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店等に関する情報
2. 加盟店等は、前項に定める利用目的のほか、セゾンが以下の目的のために前項（1）（2）（3）（4）（6）の情報を利用することに同意します。
 - (1) セゾンの事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
 - (2) セゾン以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
 - (3) セゾンの事業における市場調査、調査開発

第2条（情報の利用・提供・共同利用の同意）

1. 加盟店等は、セゾンが、加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、第3条に定める加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」といいます。）に登録されている加盟店等に関する情報を利用することに同意します。
2. 加盟店等は、セゾンが、第3条第3項に定める情報をJDMセンターに報告し、当該情報がJDMセンターに登録されることに同意します。
3. 加盟店等は、JDMセンターに登録されている第3条第3項に定める情報について、JDMセンターの加盟会員（以下「JDM会員」といいます。）が、第3条第2項の目的のため、それらの情報を利用することに同意します。

第3条（JDMセンター及び共同利用について）

1. 運営責任者（名称・住所・電話番号・受付時間）

名 称：一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階
電話番号：TEL 03-5643-0011（代表）
受付時間：月曜日～金曜日 10：00～17：00 ※年末年始等を除く
2. 共同利用の目的
割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店交換情報制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含みます。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」といいます。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情

報を、セゾンが JDM センターに報告すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除するとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

3. 共同利用する情報の内容

- (1) 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- (2) 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- (3) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- (4) クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店等に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含みます。）の事実及び事由
- (5) 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含みます。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- (6) 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出があった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含みます。）
- (7) 加盟店等が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- (8) 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報
- (9) 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- (10) 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。但し、上記（6）の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

4. 登録期間

上記 3. の情報は、登録日（(3) 及び (7) にあつては、当該情報に対応する (4) の措置の完了又は契約解除の登録日）から 5 年を超えない期間登録されます。

5. 共同利用者の範囲

協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及び JDM センター

※JDM 会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページ (<http://www.j-credit.or.jp/>) に掲載しています。

6. 制度に関するお問い合わせ先

加盟店情報交換制度に関するお問い合わせについては、上記 1. の JDM センターまでお申出ください。

第 4 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 加盟店等は、セゾン及び JDM センターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします
2. 万一、個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、セゾン並びに JDM センターは、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

<問い合わせ先>

- (1) JDM センターに登録されている個人情報の開示・訂正・削除について

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6 階

TEL 03-5643-0011（受付時間：月曜日～金曜日 10：00～17：00） ※年末年始等を除く

- (2) セゾンに登録されている個人情報の開示・訂正・削除について
株式会社クレディセゾン インフォメーションセンター
〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22
TEL 03-5996-1111

第5条（本同意条項に不同意の場合）

加盟店等は、加盟店取引のお申込みに必要な事項をセゾンに届出ない場合及び本同意条項の全部又は一部に同意できない場合、セゾンが、加盟店のお申込みをお断りしたり、本規約を終了することがあることに同意します。但し、第1条第2項(1)(2)に同意しないことを理由に加盟店のお申込みをお断りしたり、本規約を終了させることはありません。

第6条（加盟店契約が不成立の場合）

加盟店等は、加盟店契約が不成立の場合であっても、その不成立の理由の如何を問わず、本申込みをした事実は、第1条及び第2条に基づき一定期間利用されることに同意します。なお、本文の場合それ以外に利用されません。

第7条（合意管轄裁判所）

加盟店等とセゾンの間で本同意条項に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、セゾンの本社を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条（条項の変更）

本同意条項はセゾン所定の手続きにより変更することができます。

以上

【2018年6月1日改定】